

制度，手続き説明資料 居住地特例制度【学部のみ】 ～2024年度後期～

【お問い合わせ】

公立はこだて未来大学 教務課学生・留学担当

TEL: : 0138-34-6445 MAIL : stu@fun.ac.jp

平日8時45分～17時30分

■居住地特例について

1. 以下の条件を満たす者が入学料および授業料が全額免除（無償化）となります。 ※ 1

①生計維持者のいずれかが入学時から起算して3年前から函館市、北斗市、および七飯町に引き続き住所を有している者 ※ 2, 3

②高校等を初めて卒業してから大学に入学するまでに3年を経過していない者 ※ 4

③国の高等教育の修学支援新制度に準じた成績要件を満たす者 ※ 5

※ 1 入学料は当該年度入学者のみ（後期は入学料免除なし）

※ 2 生計維持者とは原則父母のことをいう

※ 3 例) 2024年4月入学者の場合, 2021年4月1日から2024年4月1日現在まで継続して住所を有している者

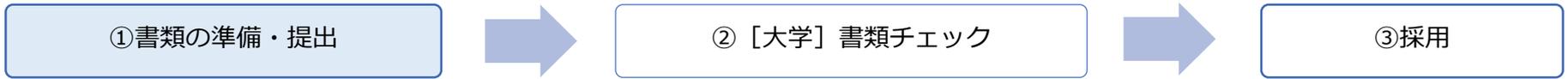
例) 2022年4月入学者の場合, 2019年4月1日から2024年4月1日現在まで継続して住所を有している者

※ 4 例) 2022年3月に高等学校等を卒業 → 2024年度末までに大学等へ入学【対象】
(2025年4月以降に進学する人は対象外)

※ 5 成績要件は別表 1 - 1 を参照

2. 修学支援新制度による給付奨学金を申請している者の入学料および授業料減免は、まず修学支援新制度による授業料減免が優先され、減免対象とならなかった分について居住地特例制度にて全額免除となります。

■全体の流れ



■提出書類および提出期限

#	申請書類	入手先	当該年度 入学者	左記以外
1	居住地特例による授業料等減免申請書 (様式1U) ※「住定日」には住民となった年月日を記入	大学HP掲載	○	○
2	入学料用_振込先口座届 (後期は入学料免除なし)	大学HP掲載	⊖	✖
3	生計維持者現住所証明書類 (入学時から起算して3年前から函館市, 北斗市, および七飯町に住所を有していることが分かる住民票または戸籍 (附票))	各自準備	○	○
4	学修計画書	Googleformで提出 (大学Gmailで案内)	× (ただし、 編入学者は ○)	修学支援新制度の 給付奨学金を既に 受給しているもの <u>以外は必要</u>

【提出期限】 10月17日 (木) 12:00

■書類の提出方法

学修計画書以外は郵送または事務局内提出ボックスに提出してください。

[直接提出・郵送の場合]

〒041-8655 函館市亀田中野町116-2

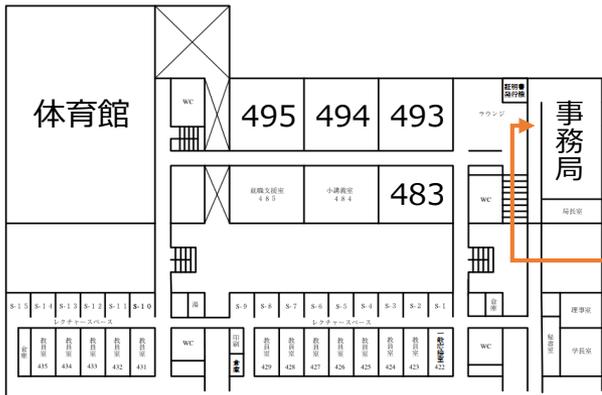
公立はこだて未来大学 教務課 学生・留学担当

✓ 簡易書留等の記録の残る形式にてお願いします。

[事務局内提出ボックスに投函の場合]

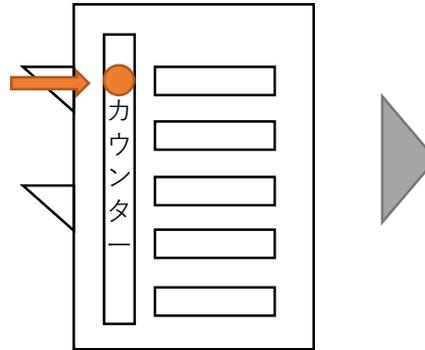
校舎4階 事務 教務課 学生・留学担当前のカウンターに回収ボックスを設置していますので投函してください。

- ✓ 他人の書類と区別できるよう必ずクリアファイルまたは封筒に入れて投函してください。出来ていない方は不備とします。
- ✓ 窓口で手続に関する質問を頂いても対応できません。事前にメールstu@fun.ac.jpにて疑問を解消してください。



校舎4階（3階正面玄関入って右の階段登る）

正面玄関



事務局概略図
(階段登って奥の入口入る)



提出ボックスがあります

■ 決定通知

以下の日程で通知予定です。

授業料減免申請者	通知日
給付奨学金在学採用申請者（12月採用）	12月中旬
居住地特例制度のみ申請者	11月中旬

【新規申請者】

別表1-1

当該年度入学者	公立はこだて未来大学入学者選抜試験に合格していること。
上記以外の者	次の1または2のいずれかに該当すること 1 在学する大学等における学業成績について、G P A等が上位2分の1以上であること（※1） 2 次のa)およびb)のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる。 a) 修得単位数が標準単位数（※2）以上であること b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ただし、在学中の学業成績等が、別表1-2の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。

（※1）申請者の通算G P Aと在籍する学年の通算G P Aの中央値を比して上位2分の1以上であるかの判定を行う。

（※2）本学学部における標準修得単位数は下記の計算式により算出し下表のとおりとする。

（卒業に必要な単位[130単位]-卒業研究の単位数[8単位]）÷修業年限[4年]×在学年数）

※端数が生じた場合は小数点以下切上げ

在学年数	標準修得単位数
1年	31
2年	61
3年	92

別表1-2

<p>廃止</p>	<p>次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。（※1） 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ただし、出席率の条件については、本学では上記2にて代替することとする。 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
<p>停止</p>	<p>「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が警告の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して3回該当する場合を除く。）</p>
<p>警告</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（廃止の区分に該当するものを除く。） 2 G P A等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること（次のア、イに該当する場合を除く）（※2） ア 本学における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、本学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当するものを除く。 ただし、出席率の条件については、本学では上記1にて代替することとする。

（※1）学部4年において卒業研究の履修ができない者は修業年限で修了できない者とする。

（※2）申請者の通算G P Aと在籍する学年の通算G P Aの第1四分位数を比して下位4分の1の範囲に属するかの判定を行う。